

産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令について

横浜市は、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、平成30年12月20日付で次のとおり事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

事業者名：株式会社 三興^{さんこう} ソウビ（横浜市泉区新橋町1330-1 代表取締役 石井 朗）

停止対象許可：横浜市の発出した産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）許可

<許可番号：第05610025068号>

処分の内容：事業の全部停止（平成31年1月15日から2月13日までの30日間）

根拠法令：法第14条の3第1号

処分の理由：再三の行政指導にも関わらず、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）の許可対象外の場所において、他者から収集運搬を受託した産業廃棄物の保管を繰り返したため。
（法第14条の2第3項に規定する変更届出義務に違反）

<法令については裏面参照>

お問合せ先

資源循環局産業廃棄物対策課長 富岡 淳 Tel 045-671-2526

<参考>

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 関連条文（抜粋）

第14条の2

3 第7条の2第3項（略）の規定は、産業廃棄物収集運搬業者（略）について準用する。

第7条の2

3 一般廃棄物収集運搬業者（略）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬（略）の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又はその住所 その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

※同法施行規則（環境省令）

第10条の10 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

五 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ニ 積替えのための保管上限

2 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日（略）以内に、様式第11号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者（略）が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき（略）。